

第4次浜松市障がい者計画(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「第4次浜松市障がい者計画(案)」とは

本計画は、障害者基本法に基づき、障がいのある人の自立及び社会参加の支援に向けた総合的な施策に関する基本的な計画として策定するものです。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその確保のための方策を定める「障がい福祉実施計画」「障がい児福祉実施計画」と一体的に策定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和5年11月15日（水）～令和5年12月14日（木）

3. 案の公表先

障害保健福祉課、子育て支援課、健康増進課、教育委員会指導課、障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメ PR コーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、**住所***、**氏名または団体名***、**電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	障害保健福祉課（市役所本館2階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 （最終日の消印有効）	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 障害保健福祉課あて
③電子メール	syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-457-2630（障害保健福祉課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和6年3月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

健康福祉部障害保健福祉課（TEL 053-457-2034）

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●第4次浜松市障がい者計画（案）

第1部 障がい者計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

第1章 計画の概要	P 3～P 8
第2章 現状と課題	P 9～P 14
第3章 計画の基本理念等	P 15～P 20
第4章 重点施策	P 21～P 31
第5章 分野別施策	P 33～P 102

第2部 第7期障がい福祉実施計画 第3期障がい児福祉実施計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

第1章 計画の概要	P 103～P 114
第2章 令和8（2026）年度の成果目標	P 115～P 126
第3章 福祉サービスの見込量	P 127～P 152
資料編	P 153～P 179

●意見提出様式（参考）

パブリック・コメント実施案件の概要

案 件 名	第4次浜松市障がい者計画（案）
趣 旨 ・ 目 的	本計画は、障害者基本法に基づき、障がいのある人の自立及び社会参加の支援に向けた総合的な施策に関する基本的な計画として策定するものです。また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその確保のための方策を定める「障がい福祉実施計画」「障がい児福祉実施計画」と一体的に策定します。
見 直 し に 至 っ た 背 景 ・ 経 緯	平成30年3月に策定した「第3次浜松市障がい者計画」が期間満了を迎えるため、これまでの取り組みを検証するとともに、障がいのある人を取り巻く様々な状況の変化や制度改革の状況等を踏まえ「第4次浜松市障がい者計画」を策定します。
立 案 し た 際 の 実 施 機 関 の 考 え 方 及 び 論 点	障がいのある人へのアンケート調査、障害福祉サービス等事業所への訪問調査、協議会で障がいのある人や関係者からご意見をいただくことにより、現状や課題を把握し、本計画に反映するよう努めました。
案 の ポ イ ン ト (見直し事項など)	<p>【計画期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4次浜松市障がい者計画 令和6（2024）年度～令和11（2029）年度の6年間 ・ 第7期浜松市障がい福祉実施計画及び第3期浜松市障がい児福祉実施計画 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の3年間 <p>【基本理念】</p> <p>地域における共生社会の実現を目指すため『誰もが住み慣れた地域で支え合い、希望を持って安心して暮らすことができるまち』としました。</p> <p>【重点施策・分野別施策】</p> <p>5つの重点施策と8つの分野別施策を定め、総合的かつ計画的に推進する体系とします。</p> <p>【第7期障がい福祉実施計画 第3期障がい児福祉実施計画】</p> <p>必要な「障害福祉サービス」が提供されるよう3年間の数値目標の設定、各年度のサービス需要を見込むとともに見込量の確保のための方策を定めました。</p>
関 係 法 令 ・ 上 位 計 画 な ど	<p>【関係法令】 障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法</p> <p>【上位計画】 浜松市総合計画・浜松市地域福祉計画</p>
計 画 ・ 条 例 等 の 策 定 ス ケ ジ ュ ー ル (予定)	<p>令和5年11月～12月 案の公表、意見募集</p> <p>令和6年2月～3月 議会・委員会報告、市の考え方公表</p> <p>令和6年4月 計画の施行</p>

第4次浜松市障がい者計画

【案】

令和6(2024)年3月

浜松市

目次

第1部 障がい者計画	1
第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨	5
2 計画の位置付け	6
3 計画の対象	7
4 計画の期間	7
5 計画の推進体制	8
第2章 現状と課題	9
1 浜松市のこれまでの取り組みと課題	11
2 障がい福祉施策を取り巻く状況	12
第3章 計画の基本理念等	15
1 基本理念	17
2 基本目標	18
3 計画の体系	20
第4章 重点施策	21
1 差別の解消・権利擁護の推進	23
2 相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実	25
3 地域生活への移行に向けた体制整備	27
4 地域における防災対策の推進	28
5 関係機関と連携したこどもと家庭に対する支援体制の強化	30
第5章 分野別施策	33
1 理解促進	43
(1) 障がいに対する理解促進	44
(2) 人材育成と活動支援	48
(3) 差別の解消	51
2 生活支援	52
(1) 権利擁護の推進	53
(2) 相談支援体制の充実	55

(3) 地域生活への移行の促進	59
(4) 地域生活支援の充実	60
(5) 経済的な支援	63
3 保健・医療	65
(1) 保健・医療、リハビリテーションの充実	66
(2) 精神保健福祉の推進	69
4 生活環境	72
(1) 福祉のまちづくりの推進	73
(2) 防災対策の推進	74
5 療育・教育	76
(1) 早期発見・早期療育の推進	77
(2) 発達支援教育の推進	80
(3) 放課後等の支援の充実	83
(4) 卒業後の自立に向けた支援	84
6 雇用・就労	86
(1) 就労支援と雇用促進	87
(2) 就労支援施設等に対する支援	89
7 情報・コミュニケーション	90
(1) 情報提供の充実	91
(2) コミュニケーション保障の推進	93
8 社会参加	95
(1) 外出支援	96
(2) 地域活動への参加の促進	98
(3) スポーツ・文化活動、余暇支援活動の充実	100

第2部 第7期障がい福祉実施計画 第3期障がい児福祉実施計画 103

第1章 計画の概要..... 105

1 計画策定の目的	107
2 計画の位置づけ	107
3 計画期間	107
4 計画で定める項目	107
5 計画の基本理念	108
6 計画の推進体制	108
7 第6期浜松市障がい福祉実施計画及び 第2期浜松市障がい児福祉実施計画の進捗状況 ..	109

第2章 令和8年度の成果目標	115
1 施設入所者の地域生活への移行	117
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	119
3 地域生活支援の充実	121
4 福祉施設から一般就労への移行等	122
5 障害児支援の提供体制の整備等	124
6 相談支援体制の充実・強化等	125
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築.....	126
第3章 福祉サービスの見込量	127
《第7期障がい福祉実施計画》	130
1 障害福祉サービス	130
(1) 訪問系サービス	130
(2) 日中活動系サービス	132
(3) 居住系サービス	135
(4) 相談支援	137
2 地域生活支援事業	139
(1) 必須事業	139
(2) 任意事業	148
《第3期障がい児福祉実施計画》	150
1 児童福祉法に規定するサービス	150
(1) 障害児通所支援	150
(2) 障害児入所支援	152
(3) 障害児相談支援	152
資料編	153
1 障がいのある人の状況	155
2 障害福祉サービス等支給決定者の状況	164
3 施設・事業所の状況	165
4 策定経過	167
5 協議会等構成員	168
6 障がい福祉に関するアンケート調査	172
7 障害福祉サービス事業所調査	173
8 用語集	174

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、国連サミットで採択された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

浜松市は平成 30 (2018) 年 6 月に「SDGs 未来都市」に選定されており、この計画の取り組みも SDGs に通ずるものとして各事業を推進します。

■SDGs の 17 のゴール



第1部 障がい者計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

この計画は、障がいのある人の自立及び社会参加のための施策について、総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

第3次浜松市障がい者計画（平成30（2018）年度から令和5（2023）年度）の取り組みを検証するとともに、障がいのある人を取り巻く様々な状況の変化や制度改革の状況等を踏まえ、新たに第4次浜松市障がい者計画を策定し、障がい福祉施策を進めていきます。

策定方針

1. 基本理念は、浜松市総合計画を踏まえ「誰もが住み慣れた地域で支え合い、希望を持って安心して暮らすことができるまち」とします。基本目標は、第3次浜松市障がい者計画の4つの目標を承継します。

浜松市総合計画

浜松市未来ビジョンの実現に向けた将来の理想の姿（健康・福祉分野）

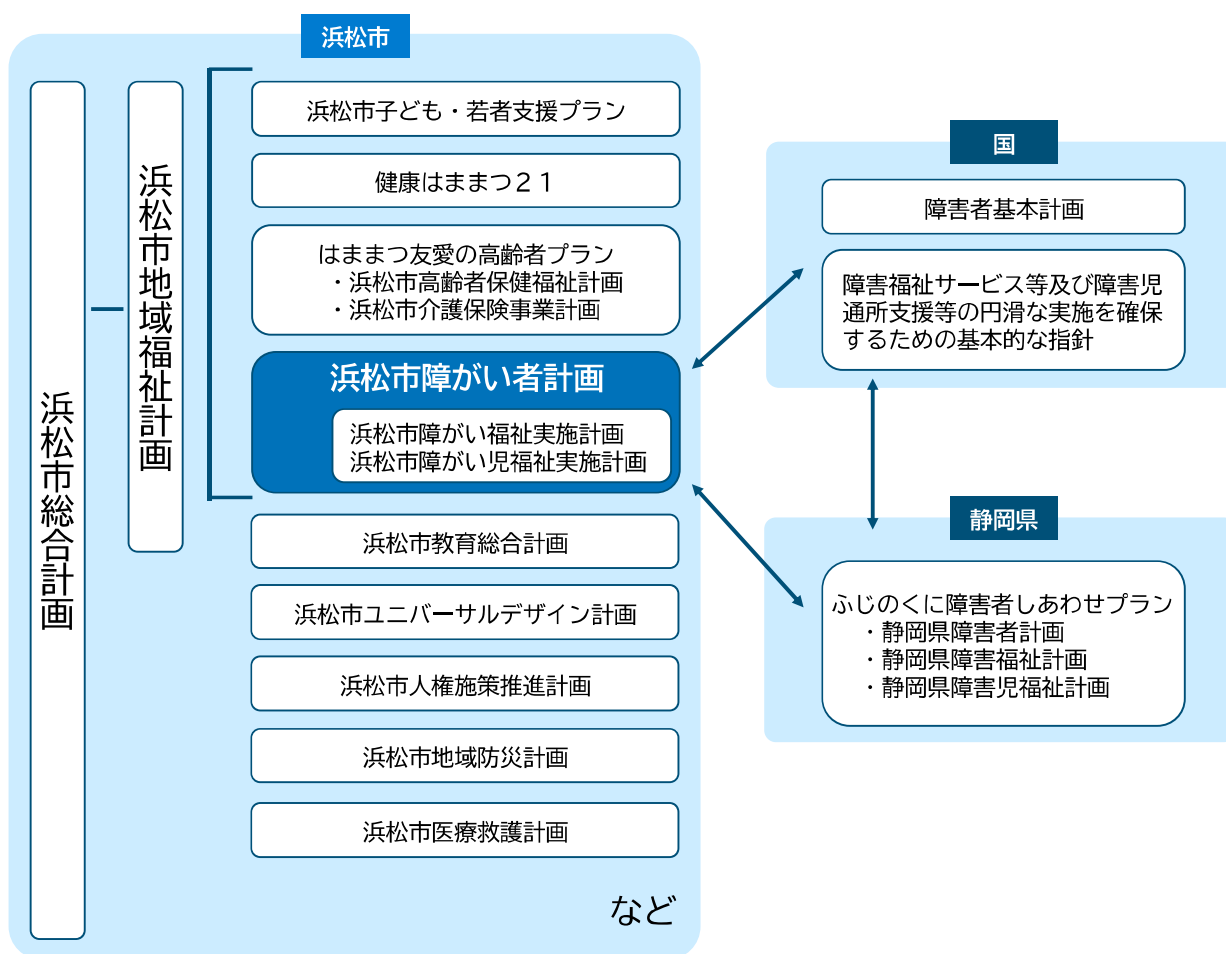
『支え合いによって、だれもが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができる。』

2. 障がいのある人の生活実態や障害福祉サービスの利用状況、今後の意向に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」）の実施等により、障がいのある人の現状と課題を把握し、障がいのある人を取り巻く状況や制度改革の動向に的確に対応します。
3. 計画期間中に特に重点的に取り組む施策を重点施策として位置付け、専門的機能を有する機関や施設等のそれぞれの機能を強化するとともに、相互に連携した総合的な取り組みやネットワークづくりを推進します。
 - 1 差別の解消・権利擁護の推進
 - 2 相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実
 - 3 地域生活への移行に向けた体制整備
 - 4 地域における防災対策の推進
 - 5 関係機関と連携したこどもと家庭に対する支援体制の強化

2 計画の位置付け

障がい者計画は、障害者基本法¹第 11 条の規定に基づく市町村障害者計画として策定するものです。また、障がい福祉実施計画及び障がい児福祉実施計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法²」）第 88 条及び児童福祉法³第 33 条の 20 の規定に基づく市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画として策定するものです。

これらの計画を一体的に策定するとともに、浜松市の将来像を定めた都市づくりの目標である浜松市総合計画⁴及び社会福祉法⁵の規定に基づく浜松市地域福祉計画その他法律の規定による計画で障がいのある人等の福祉に関する事項を定めるものと連携して推進します。



- 1 障害者基本法：障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。
- 2 障害者総合支援法：地域社会における共生の実現に向けて、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業等の支援を総合的に行うことを定めた法律。
- 3 児童福祉法：児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的な法律。
- 4 浜松市総合計画：浜松市の都市づくりの目標となる計画。
- 5 社会福祉法：社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定める法律。

3 計画の対象

この計画における「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や難病患者とします。精神障害には、発達障害⁶、高次脳機能障害⁷、認知症等も含まれます。障がいのある人の家族や取り巻く地域、そして社会全体への働きかけも含め、障がいのある人の自立と社会参加等を支援する施策を推進します。

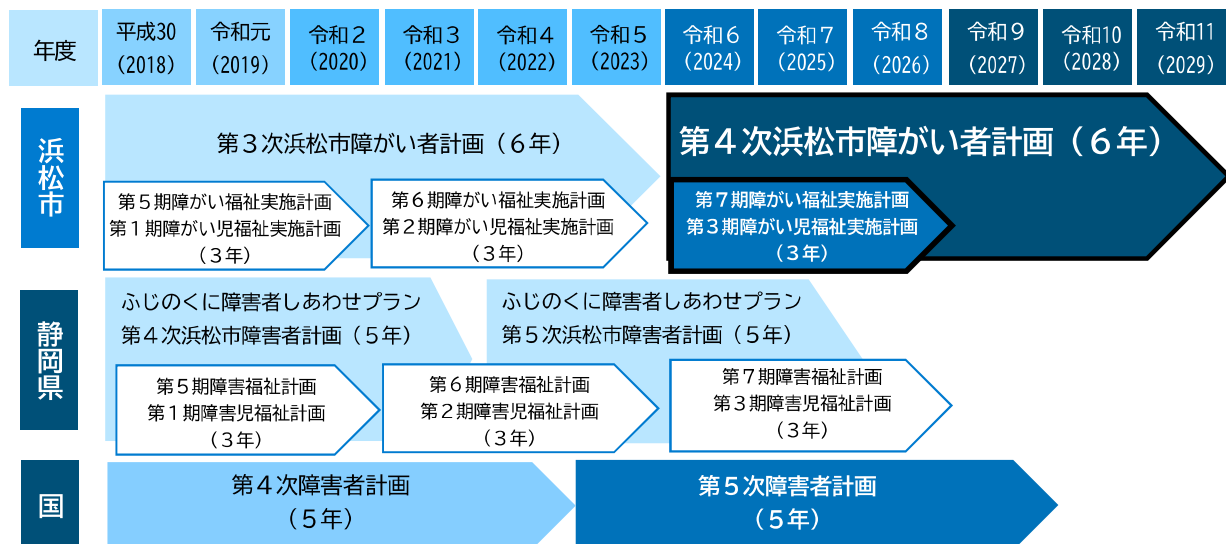
【障害者基本法】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間です。ただし、国の制度改革や社会経済情勢の変化に対し、必要に応じて見直しを行います。また、一体的に策定する障がい福祉実施計画及び障がい児福祉実施計画の期間は、国が定める基本指針により、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。



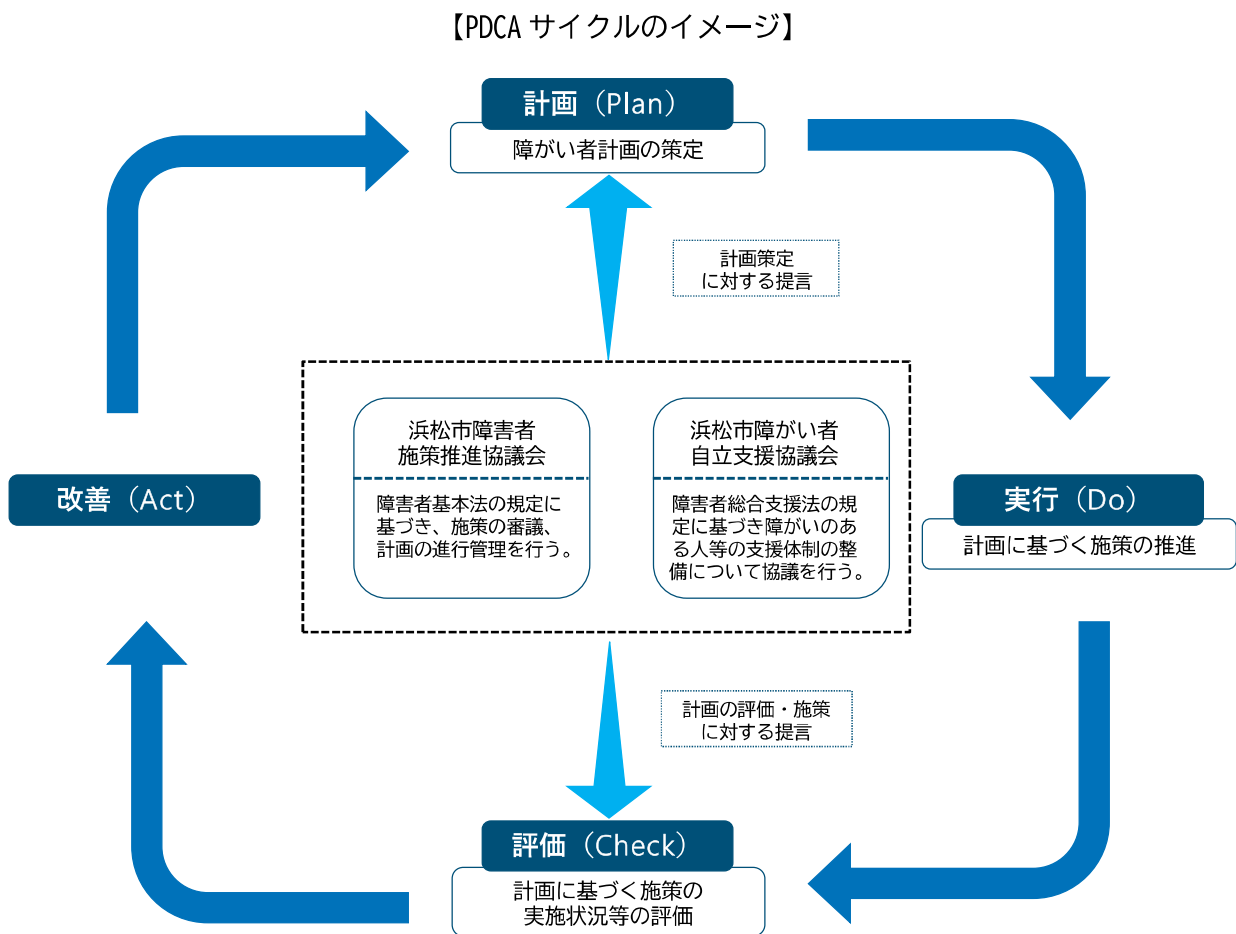
6 発達障害：自閉症スペクトラム症（自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害を含む）、注意欠如・多動症、限局性学習症等、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定められたもの。

7 高次脳機能障害：怪我や病気等により脳の損傷を負うことで、記憶障害、注意障害等、脳の認知機能に障害が起こる状態。

5 計画の推進体制

浜松市が設置する附属機関で、障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議等を行う「浜松市障害者施策推進協議会」（以下「施策推進協議会」）、当事者等及び障がい者関係団体より構成する「浜松市障がい者自立支援協議会」（以下「障がい者自立支援協議会」）、計画の実施主体である浜松市が、相互に連携して施策を進めます。

また、PDCA サイクル⁸の考え方のもと、計画における成果目標及び実績については、施策推進協議会や障がい者自立支援協議会を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。



8 PDCA サイクル：業務を円滑に進めるために Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を繰り返すこと。

第2章 現状と課題

1 浜松市のこれまでの取り組みと課題

(1) これまでの取り組み

第3次浜松市障がい者計画（平成30（2018）年度から令和5（2023）年度まで）では、「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」という基本理念のもと、4つの基本目標と5つの重点施策を掲げ、障がいのある人が地域における支え合いの中で、自らの意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、社会の理解を進めるための広報・啓発活動や権利擁護⁹体制の整備、地域生活を支えるためのサービス提供基盤の充実等、共生社会¹⁰の実現に向けた地域づくりを進めてきました。

(2) 今後に向けた課題

社会全体の高齢化とともに、障がいのある人の高齢化も進み、障がいの重度化・重複化の傾向も見られます。発達に課題のあるこどもの顕在化、医療的ケア児及びその家族に対する支援等、高度な専門知識や多様な障がいの特性に応じたサービスや相談支援が求められています。

近年は、台風や豪雨等の災害により、防災対策の強化・充実の必要性が高まっています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、コミュニケーション方法の制約が生じ情報取得等に困難が生じるなど、あらゆる場面におけるアクセシビリティ¹¹の向上と障がいのある人が安全・安心に暮らせる生活環境の充実が必要となっています。

さらに、障がいのある女性や子ども、高齢者は、介助の際のプライバシーや性的被害の問題、立場の弱さをもたらす差別や虐待等、障がいのあることに加えてさらに困難な状況に置かれやすく、支援において特に配慮する必要があります。

このようなニーズの多様化・高度化に伴い、一人ひとりの意向や心身の状況等に応じた包括的かつきめ細かな支援が必要となります。また、ライフステージに応じて、療育・教育の充実、就労支援、社会参加機会の拡充等、子育てや教育、労働、医療、高齢者福祉等の関係機関と連携した切れ目のない支援が必要です。

9 権利擁護：自ら物事を判断することが困難な障がいのある人に対して、本人の意思を尊重し支援を行うこと。

10 共生社会：全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。

11 アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが情報や製品、建物、サービス等を支障なく利用できること。

2 障がい福祉施策を取り巻く状況

(1) 国の障害者基本計画の策定

国は、令和5(2023)年度から5か年を計画期間とする「障害者基本計画(第5次)」を令和5(2023)年3月に新たに策定しました。

この「障害者基本計画(第5次)」では、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法¹²⁾」)の改正、令和4(2022)年に行われた国際連合の障害者の権利に関する委員会による審査等を踏まえて策定されています。

障がいのある人を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、偏見や差別の払拭、障がいのある人の人権の確保の上で基本となる「社会モデル¹³⁾」の考え方等の理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、各分野の施策を実施することが示されています。

(2) 近年の関連法令の動向

① 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立

平成30(2018)年6月に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が制定されました。この法律は、文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするもので、障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、文化芸術活動を幅広く促進することなどが規定されました。

② 読書バリアフリー法の成立

令和元(2019)年6月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下「読書バリアフリー法」)が制定されました。視覚障がいのある人等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会の実現に向けて、読書バリアフリー施策の推進に向けた基本理念、国・地方公共団体の責務及び基本的施策等が規定されました。

③ 社会福祉法の改正

令和2(2020)年6月に社会福祉法が改正され、自治体主導の下で地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築のため重層的支援体制整備事業が新たに規定されました。

12 障害者差別解消法：すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。

13 社会モデル：障がいのある人が受ける制限は、心身機能の障がいのみ起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方。

④ 障害者差別解消法の改正

令和3（2021）年5月に障害者差別解消法が改正され、障がいのある人に対する不当な差別的取り扱いの基本的な考え方や具体例の規定、事業者による障がいのある人への合理的配慮¹⁴の提供の義務化が規定され、令和6（2024）年4月より施行されます。

⑤ 医療的ケア児等支援法の成立

令和3（2021）年6月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医療的ケア児等支援法」）が制定されました。医療技術の進歩に伴い医療的ケア児は増加しており、医療的ケア児が抱える課題は、保健、医療、福祉、保育、教育など多岐に渡ることから、都道府県において医療的ケア児等支援センターを設置し、相談支援や情報提供、関係機関と連携した支援体制を整備すること、学校において医療的ケアその他の支援を行うため看護師等の配置をすることなどが規定されました。

⑥ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立

令和4（2022）年5月に障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）が制定されました。この法律は、全ての障がいのある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要という観点から、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とし、基本理念として①障がいの種類・程度に応じた手段を選択できるようにする、②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする、③全ての人が同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする、④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて情報の取得利用・意思疎通を行えるようにすることの4項目を掲げ、障がいのある人の情報取得・利用や意思疎通に関する基本的施策を定めています。

⑦ 児童福祉法の改正

令和4（2022）年6月に児童福祉法が改正され、児童発達支援センターの役割及び機能の強化として、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことを明確化し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障がい児支援の質の底上げを図ること、また、児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行うことにより、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにすることなどが盛り込まれ、令和6（2024）年4月より施行されます。

14 合理的配慮：障がいの有無にかかわらず、すべての人が平等に社会参加できるよう、それぞれの障がいの特徴や困難等に合わせた配慮。

⑧ 障害者雇用促進法の改正

令和4（2022）年12月に障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法¹⁵」）が改正され、事業主の責務に障がいのある人の職業能力の開発及び向上が含まれることが明確化されるとともに、多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発に対する助成による障がいのある人の雇用の質の向上などが盛り込まれ、令和6（2024）年4月（一部は令和5（2023）年4月）より施行されます。

⑨ 障害者総合支援法の改正

令和4（2022）年12月に障害者総合支援法が改正され、障がいのある人等の地域生活の支援体制の充実、障がいのある人の就労支援及び障がい者雇用の質の向上の推進等が盛り込まれ、令和6（2024）年4月（一部は令和5（2023）年4月）より施行されます。

⑩ 精神保健福祉法の改正

令和4（2022）年12月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法¹⁶」）が改正され、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神保健福祉法が精神障がいのある人の権利擁護を図るものであることが明確化されるとともに、地域生活の支援の強化等による精神障がいのある人の希望やニーズに応じた支援体制の整備を推進していくための事項が規定され、令和6（2024）年4月（一部は令和5（2023）年4月）より施行されます。

15 障害者雇用促進法：障がいのある人の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。

16 精神保健福祉法：精神障害者の医療・保護、社会復帰の促進、自立への援助、発生の予防などを行い、福祉の増進と国民の精神的健康の向上を図ることを目的とする法律。

第3章 計画の基本理念等

「誰もが住み慣れた地域で支え合い、 希望を持って安心して暮らすことができるまち」

この計画では、“誰もが住み慣れた地域で支え合い、希望を持って安心して暮らすことができるまち”を基本理念に掲げ、障がいのある人一人ひとりが社会を構成する一員として、住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことを基本に、すべての人が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを目指します。

近年の一層の少子高齢化や核家族化の進展、地域コミュニティに対する意識の希薄化とともに、市民ニーズの多様化が進み、人と人とのつながりの重要性がこれまで以上に増してきています。障がいのある人が、それぞれの住み慣れた地域や家庭の中で、主体的な自己決定と自己選択により暮らしていくためには、様々な公的支援とともに、地域の中での支え合い、共生・共助でつくる豊かな地域づくりが必要です。

障がいのある人の視点に立ち、ライフステージに応じた総合的な支援を地域全体で進めるため、地域社会への働きかけや地域生活支援の充実、福祉のまちづくりの推進等、引き続き幅広い施策に取り組みます。

2 基本目標

基本目標1 地域で安心して暮らすための地域社会への理解促進

“誰もが住み慣れた地域で支え合い、希望を持って安心して暮らすことができるまち”を目指すにあたり、同じ地域で生活する人同士の相互理解が大切です。

地域社会への理解促進を進めるには、啓発・広報活動を行うだけでなく、障がいのある人が地域活動へ参加しやすい環境を整えるなど、様々な人たちと交流し、関係をつくることにより、地域とのつながりを持つことが重要です。

障がいの有無にかかわらず、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会、生涯を通して地域の一員として暮らしていくことができる地域づくりを目指します。

基本目標2 自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無にかかわらず、誰もが平等に人権を持つかけがえない個人として尊重されなければなりません。

障がいのある人一人ひとりの自己決定と自己選択を尊重し、必要とする障害福祉サービス等をはじめとした各種支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

また、障がいの特性に応じ、情報を入手しやすい環境整備を進めるとともに、権利の主張が困難な判断能力の不十分な人に対しては、個人の尊厳を尊重したうえで、適切な意思決定の支援を行い、権利・利益の保護を図ります。

基本目標3 地域生活を支えるためのサービス提供基盤の更なる充実

自己決定と自己選択を尊重するとともに、それらを実現できる環境を整えていかなければなりません。自立支援の観点から、入所施設等からの地域生活への移行や就労支援に対応したサービス提供基盤の計画的な整備を行います。

そして、障がいのある人一人ひとりの状況に応じた支援を身近な地域で受けられるよう、サービス提供の拠点づくりを行い、社会福祉協議会をはじめとした地域の社会資源を最大限に活用したサービスの提供体制の整備を進めます。

また、障がいがあることに加えて、女性や子ども、高齢者であることなど複合的に困難な状況に置かれている場合は、多機関が連携することにより包括的な支援を行うなど、それぞれの状況に配慮したきめ細かな支援を行います。

基本目標4 ともに支え、ともに暮らす地域でつながる“輪”づくり

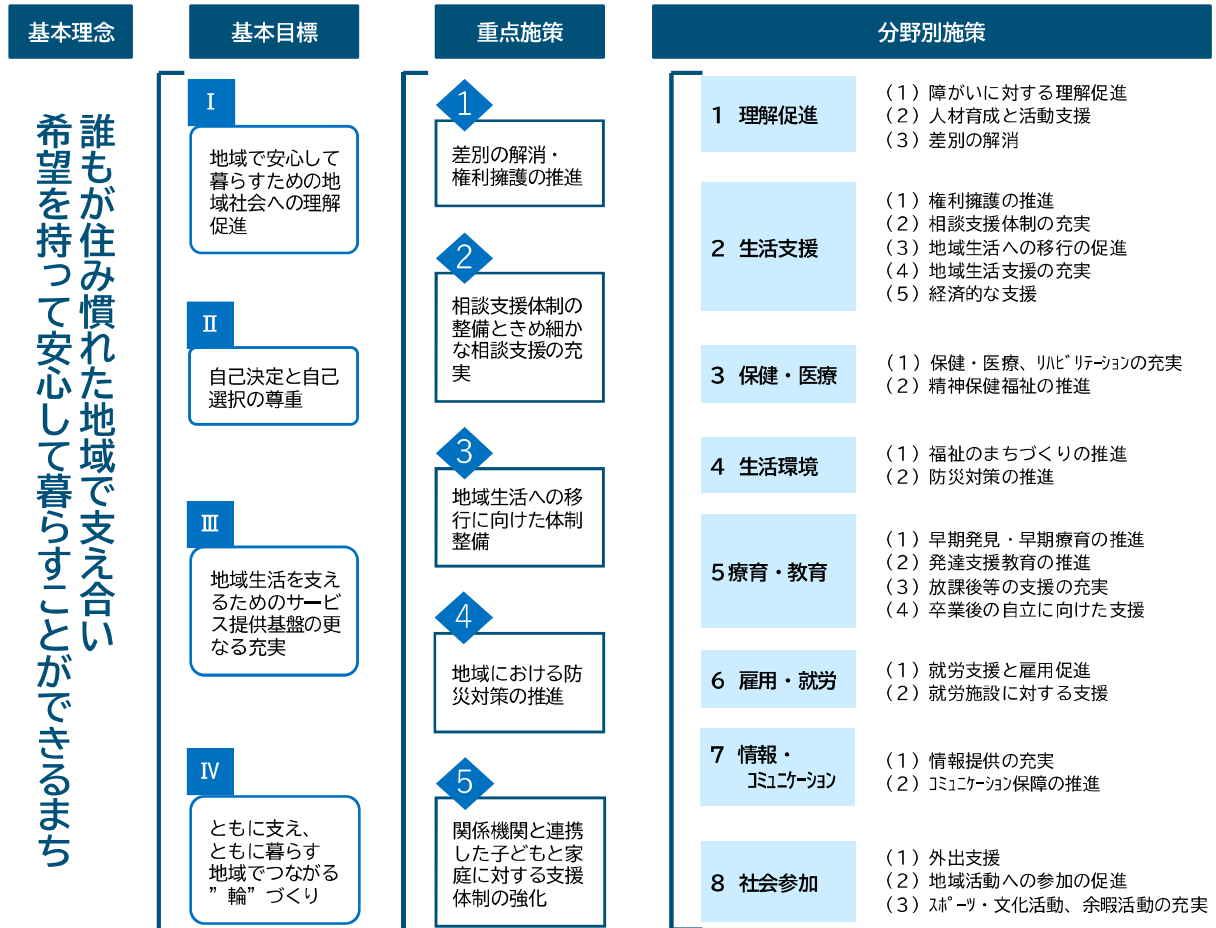
障がいのある人が住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことができるよう、一人ひとりの希望に丁寧に向き合い、心身の状況に応じて適切なサービスや支援を組み合わせる包括的な相談支援により、障がいのある人とその家族を包む“輪”をつくります。

また、個別支援会議で解決できない課題は、障がい者自立支援協議会で地域全体の課題として共有し、解決に向けて取り組みます。

さらに、共生社会の理念に基づき、制度や分野の枠を超えて、地域住民と資源がつながり、障がいのある人とその家族を包む“地域の輪”をつくり、地域の支え合いによる重層的支援の下で、全ての住民がともに暮らすことができる社会の実現を目指します。

3 計画の体系

計画の基本理念である“支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち”のもと、4つの基本目標と5つの重点施策、8つの分野別施策を定め総合的かつ計画的に推進します



※基本目標、重点施策・分野別施策の番号は優先順位を表すものではありません。

第4章 重点施策

1 差別の解消・権利擁護の推進

【背景】

令和3（2021）年5月に障害者差別解消法が改正され、行政機関及び民間事業者による障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止だけでなく、令和6（2024）年4月より、行政機関だけでなく民間事業者においても、社会的障壁¹⁷を取り除くために必要な「合理的配慮の提供」が義務化されることになりました。

また、令和4（2022）年3月には判断能力が不十分な人に代わり、財産管理や契約を行う成年後見制度の利用を促す「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定される等、障がいのある人の人権尊重と権利擁護に向けた法制度の整備が進められています。

障がいのある人への虐待については、相談・通報件数、虐待判断件数、被虐待者数が年々増加傾向にあるため、虐待の予防や早期の対応を図るための支援・協力体制の強化が必要です。

【基本方針】

障害者差別解消法に定める不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務について、周知や啓発を進めます。

また、成年後見制度の周知及び利用しやすい環境の整備を進めるとともに、障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努め、障がいのある人の権利擁護を推進します。

① 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消に向け、市民及び事業者への啓発を進めるとともに、職員に対しても、職員対応要領に基づき適切に対応するための研修を実施します。

また、障がいを理由とする差別に関する相談等について、障害保健福祉課等の相談窓口における対応に加えて、情報共有や差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に進めるため、障害者差別解消支援地域協議会¹⁸を運営します。

17 社会的障壁：障がいのある人が日常生活又は社会生活するうえで支障となるような社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のもの。

18 障害者差別解消支援地域協議会：社会生活を円滑に営むうえで困難を有する障がいのある人に対して、支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関により構成される組織で、相談事例の共有や差別の解消に資する取り組みの共有・分析を行う。

② 成年後見制度利用支援の促進

成年後見制度とは、判断能力が不十分な人の財産や権利を保護するため、本人のための法律行為又は本人による法律行為を助ける人を選任する制度です。成年後見制度を利用したくても、家庭裁判所へ申し立てを行う親族がない等の理由で制度を利用できない人を支援するため、家庭裁判所へ市長が代理で申し立てを行います。また、後見人報酬の費用負担が経済的に困難な人に対して助成を行います。

また、中核機関の成年後見支援センターを中心に、制度広報・普及、担い手育成や支援者の資質向上、適切な利用に向けた仕組みづくり、地域連携ネットワークの拡充に取り組み、制度の利用促進を図ります。

③ 関係機関との連携による虐待防止の取り組み

障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応のため、医師、弁護士、警察、福祉サービス事業者等の関係機関が出席し、虐待事例や対応状況について情報を共有し、意見交換を行う高齢者・障害者虐待防止連絡会の運営をはじめ、研修会や講演会の開催等、関係機関と緊密に連携し取り組みます。

2 相談支援体制の整備ときめ細かな相談支援の充実

【背景】

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、必要なサービスや制度の利用方法等を知り、様々なサービスの中から実情に応じて適切に利用していくことが必要です。そのためには、質の高い相談支援の体制を整え、障がいのある人からの相談に適切に対応することが重要です。

近年、相談件数の増加だけでなく、障がいの重度化・重複化、家族介護者の高齢化をはじめとする複合した解決困難な課題を抱えるケースの増加等、相談内容は複雑化しています。

このような背景から、社会福祉法が改正され、様々な機関の連携による重層的支援体制整備事業が創設されるなど、包括的な支援体制の整備が求められています。

共生社会の理念のもと、制度や分野、世代を超えて、人と資源をつなげ、相談支援専門員を含めた多様な主体による重層的な相談支援体制を通じ、障がいのある人やその家族が生きがいを持って暮らすことのできる地域をとともに創っていく必要があります。

【基本方針】

多様化・複雑化するニーズに対して、身近な地域で柔軟に対応できるように、重層的な相談支援体制の推進を図るとともに、包括的な支援の輪の拡大を目指します。

① 重層的な相談支援体制の推進

障がい者基幹相談支援センターと障がい者相談支援センターの連携のもと、重層的な相談支援体制について、体制の強化を目指します。

一人ひとりの困りごとに応じてきめ細かな相談支援ができるよう、困りごとを包括的に受け止め、単一機関では支援が困難な場合は介護・子育て・生活困窮分野など他機関が協働して支援する相談支援体制や訪問支援（アウトリーチ）により自ら支援につながる人が難しい人への支援の充実等を図ります。

② 地域生活支援拠点等の体制整備

障がいのある人の重度化・高齢化を見据えた、相談、一人暮らしの体験機会、緊急時の対応等、地域生活支援の提供の調整を障がい者基幹相談支援センターの機能とし、地域生活支援拠点等の体制を構築します。

③ 相談支援専門員の資質向上

相談支援専門員を対象とした研修について、研修の目的や方法、講師の選定を含めた研修のあり方を改善することで、相談支援専門員の資質向上を図り、質の高いケアマネジメントを提供します。

④ 障がい者自立支援協議会の効果的な運営

障がいのある人に対する支援体制の整備等の協議を行う障がい者自立支援協議会について、各相談圏域に設置したエリア連絡会で協議を行うことで、身近な地域での支援体制整備に努めます。

また、当事者の抱える課題を協議する場として当事者部会、専門的な見地から調査・研究・提案する場として専門部会を運営し、地域課題の解決やニーズに応じた施策の検討を図ります。

3 地域生活への移行に向けた体制整備

【背景】

これまで、地域における住まいの場となるグループホームや活動の場となる通所施設の計画的な整備により、地域移行を推進してきました。

長期にわたり施設に入所又は精神科病院等に入院している人の中には、高齢化や身体状況の悪化など、様々な支援を必要とする人が多く、施設や精神科病院等に入所または入院している時から退所、退院に向け、地域生活のための計画的な施設整備等による環境づくりとともに、地域で安心して暮らせるよう地域定着支援の充実や住まいと生活の一体的な提供体制の整備等、一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援が必要です。

また、地域移行の後、地域で安心して生活し続けることができるよう、現在の生活だけでなく、障がいのある人自身の重度化・高齢化や「親なき後」への備えも必要です。そのため介護や健康、心の問題等を含めた幅広い相談支援のネットワーク化を進める等、包括的な支援体制の充実を図る必要があります。

【基本方針】

施設や精神科病院等から地域生活への移行に向けて、一人ひとりのニーズに応じたアプローチを行うとともに、関係機関との連携により地域生活の実現に向けた包括的な体制づくりを目指します。

① 支援体制の整備

施設に入所している人や精神科病院等に入院している人が地域生活へ移行した後に、安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じ、地域の支援者等との連携による支援体制の構築を図り、個別支援へとつなげます。

また、障がい者自立支援協議会の積極的な活用により、地域移行に関する課題の共有と解決に向けた検討を行い、より効果的な推進を図ります。

② 個別支援の充実

施設入所中や精神科病院等に入院中から、退所、退院に向けた地域への移行支援を行い、地域の支援体制の充実と一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図ります。

4 地域における防災対策の推進

【背景】

近年、台風や豪雨等の様々な自然災害が全国で発生し、多くの方が被災しています。災害時において、障がいのある人や高齢者等のいわゆる要配慮者¹⁹は、自力で避難することが難しく、安否確認や避難のあり方、適切な情報伝達、避難所での配慮等、行政だけでは解決が困難な課題への対策が必要であり、普段から地域とのつながりを持つことが重要になります。

また、避難が必要となった場合には、避難所における障がいの特性に配慮した支援や福祉避難所²⁰の開設等、支援体制の整備が必要となります。

これらの支援を進めるにあたり、自助・共助・公助の連携がとれた防災対策が必要です。

【基本方針】

災害発生時に、障がいのある人へ必要な支援や配慮を提供できるよう、平時から災害に備えた仕組みづくりと市民・地域・市の連携による支援体制の整備・充実に努めます。

① 災害時における支援体制の整備

災害時に、障がいのある人の心身の状況や複合的に困難な状況に十分配慮した支援がなされるよう、福祉避難所の円滑な開設・運営や在宅避難者への支援等について、関係機関と連携した支援体制を整備します。

② 個別避難計画の策定支援

浜松市地域防災計画に基づき、本人の同意のもと市が災害時避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者²¹に提供します。避難支援等関係者は、一人ひとりの環境やニーズに合った個別避難計画を策定し、災害時における地域の支援を推進します。

19 要配慮者：高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人。

20 福祉避難所：指定避難所生活において特別な配慮を必要とする高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者を対象に開設される2次的な避難所のこと。

21 避難支援等関係者：要支援者の安否確認や避難支援などを担う、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織などの関係者をいう。

③ 避難支援対策の推進

災害時に、障がいのある人が安心して避難できるよう、地域の防災訓練への参加の必要性を周知し、訓練への参加を促進します。

また、災害時に適切な支援や配慮ができるよう、福祉施設と共同で防災訓練を実施し、そこで得た課題について福祉避難所や避難支援等関係者と共有します。

5 関係機関と連携したこどもと家庭に対する支援体制の強化

【背景】

障がいの有無にかかわらず、できる限り身近な地域で、こどもたちが触れ合いながら育つことができる環境が必要です。

そのためには、保育所や幼稚園、小学校や中学校等において、こどもがその特性に応じて育つことができるよう、障がいを含めたそれぞれのこどもの特性を理解し、適切にかかわることが必要です。あわせて、障がいのあるこどもを育てる家庭について、その家族の心身の負担を軽減する支援も一体的に取り組んでいく必要があります。

また、令和4（2022）年6月の児童福祉法の改正により、児童発達支援センターの役割及び機能の強化として、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化され、令和6（2024）年4月より施行されます。

こどもの成長に伴い、かかわる機関が変わっていくため、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、一人ひとりの発達段階に応じて、教育機関を中心とした関係機関が連携し、こどもたちが地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、将来を見据え一貫して支援することが重要です。

【基本方針】

すべてのこどもたちが発達段階に応じた適切な支援が受けられるよう、教育機関をはじめとする関係機関の連携を強化し、家族も含めた一体的な支援を進めます。

① 相談支援の充実

子育ての不安や悩み、就学や進路に関する相談など身近な地域で必要な相談支援を受けることができるよう、体制を整備します。

また、医療的ケア児や重症心身障害児及びその家族を支援するため、医療的ケア児等相談支援センターによる専門的な相談支援や情報提供等を行い、地域で安心して生活できるよう、関係機関が連携した支援体制の構築を図ります。

② 地域における支援の充実

地域の保育所や幼稚園の職員、教職員のスキルアップのための研修を実施することにより、保育所や幼稚園等による早期療育体制の強化と障がい理解と適切な指導力の向上を図り、できる限り身近な地域でこどもを育てられる環境づくりを進めます。

また、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センター²²の専門的支援のノウハウを広く提供することで支援内容の充実を図り、身近な地域で障がいのあるこどもを支援することを目指します。

③ 関係機関との連携の強化

保護者をはじめ、保健、医療、福祉、保育、教育、労働等の関係機関と市が連携し、こどもの発達にかかわる情報を共有するとともに、各ライフステージにおいてこどもの情報を引き継ぎ、家庭と保健、福祉、医療、教育機関が連携した切れ目のない一貫した適切な支援を行うことにより、こどもや家庭に対するつながりのある支援の推進を図ります。

22 児童発達支援センター：地域の障がいのあるこどもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

第5章 分野別施策

分野	基本施策	施策	取り組み	頁
1 理解促進			(1) 障がいに対する理解促進	44
			①啓発・広報活動の推進	44
			・障害者週間キャンペーンの実施	44
			・自閉症・発達障害の啓発	44
			・出前講座の開催	44
			・ふれあい広場等の開催	45
			・ふれあい交流事業の実施	45
			・補助犬イベントの開催	45
			・心の輪を広げる障害者理解促進事業の実施	45
			・こころの健康づくり講演会の開催	45
			・市庁舎内の販売所の設置	45
			・身体障害者用駐車場の適正な利用に向けた啓発	45
			・広報紙等による啓発広報	45
			・手話体験講座（初心者向け手話講座・親子体験手話講座）の開催	45
			・はままつづくりネットワークセンターによる講座・人材情報の提供	45
			・企業伴走型障害者雇用推進事業の実施	46
			・障がい者差別解消に向けた啓発	46
			・障がいのある人の就労に関するパンフレットの作成	46
			②人権意識の向上	46
			・人権だよりの発行	46
			・人権教育の推進	46
			・人権啓発イベントの開催	46
			・浜松人権啓発活動ネットワーク協議会事業の実施	46

分野	基本施策	施策	取り組み	頁
1 理解促進			・小中学校における人権教育の推進	46
			・人権啓発用絵本の作成	46
			③福祉教育の推進	47
			・共生・共育の推進	47
			・福祉体験学習の実施	47
			・小中学校における人権教育の推進	47
			・福祉教育体験事業の実施	47
			(2) 人材育成と活動支援	48
			①ボランティアの育成と活動支援	48
			・各種奉仕員養成講座の開催	48
			・精神保健福祉ボランティアの育成と活動支援	48
			・ボランティアの育成と活動支援	48
			・ボランティア活動のコーディネート	48
			・ボランティア団体の活動支援	49
			・ささえあいポイント事業	49
			②ピアサポートの推進	49
			・障がい者団体活動助成事業の実施	49
			・障害者相談員の設置と育成	49
			・精神保健福祉関係家族会等連絡会の開催及び活動支援	49
			③地域福祉活動との連携	49
			・地区社会福祉協議会の活動支援	49
			・ふれあい広場等の開催	49

第5章

分野別施策

分野	基本施策	施策	取り組み	頁	
1 理解促進		④市職員の人材育成		50	
			・ 障がいを理解するための職員研修の実施		50
			・ 障がい福祉担当職員の研修の実施		50
			・ 精神障がいを理解するための研修会の開催		50
			・ ユニバーサルサービス研修の実施		50
			・ 障害者差別解消に向けた職員研修の実施		50
		(3) 差別の解消		51	
		①差別解消の推進		51	
			・ 障害者差別解消支援地域協議会の開催		51
			・ 障がい者差別解消に向けた啓発		51
			・ 障害者差別解消法に基づく相談対応		51
			・ 障がい者差別解消に向けた職員研修の実施		51
	2 生活支援	(1) 権利擁護の推進		53	
			①成年後見制度等の利用支援		53
			・ 成年後見制度の利用支援		53
			・ 成年後見制度の利用促進		53
			・ 日常生活自立支援事業		53
		②虐待の防止		53	
			・ 障害者虐待防止法に基づく対応		53
			・ 一時保護のための居室の確保		54
			・ 家庭訪問等個別支援事業の実施		54
			・ 虐待防止のための連携協力体制の整備		54
			・ 複合性に配慮した虐待防止のための普及啓発活動		54

分野	基本施策	施策	取り組み	頁		
2 生活支援			・ 要保護児童対策地域協議会の運営	54		
			(2) 相談支援体制の充実	55		
			①総合的な相談支援の充実	55		
				・ 重層的支援体制整備事業の実施	55	
				・ 障がい者基幹相談支援センターの運営	55	
				・ 障がい者相談支援センターの運営	55	
				・ 障がい者自立支援協議会の運営	56	
				・ 障がい者自立支援協議会における専門部会の運営	56	
				・ 発達障害者支援地域協議会の運営	56	
				・ コミュニティソーシャルワーカー (CSW) 配置事業の実施	56	
			・ 医療的ケア児等相談支援センターの運営	56		
				②相談支援従事者の人材育成	56	
					・ 相談支援事業所相談員等の研修の実施	56
					・ 障害者相談員の育成	56
					③各種相談の実施	56
		・ 障害者相談員の設置			56	
		・ 精神保健福祉相談の実施			57	
		・ 中山間地域訪問相談支援事業の実施	57			
		・ 発達障がい (疑い) のある人の相談の実施	57			
		・ 発達相談支援センター「ルピロ」の運営	57			
・ 外国人メンタルヘルス相談支援事業の実施	57					

分野	基本施策	施策	取り組み	頁
2 生活支援			・こころの問題に関する相談の実施	57
			・ひきこもり相談支援事業の実施	57
			・高次脳機能障害の相談会の実施	57
			・依存症相談の実施	57
			・難病相談の実施	57
			・妊産婦への相談支援	57
			・就学相談の実施	58
			・就労相談の実施	58
			・若者相談支援事業の実施	58
			・障がい者向け出張相談の実施	58
			・総合相談事業の実施	58
			・民生委員・児童委員による相談の実施	58
			・ヤングケアラー相談窓口の設置	58
	(3) 地域生活への移行の促進			59
		① 地域生活への移行の促進		59
			・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	59
			・介護給付等事業の実施	59
			・グループホームの整備	59
			・救護施設における地域移行支援の実施	59
	(4) 地域生活支援の充実			60
		① 障害福祉サービスの充実		60
		・地域生活支援拠点等による地域で支えるサービス提供体制の構築	60	
		・介護給付等事業の実施	60	
		・グループホームの整備	60	
		・発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」の運営	60	

分野	基本施策	施策	取り組み	頁	
2 生活支援			・共生型サービスの導入	60	
			・指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・監査の実施	61	
			・指定障害福祉サービス等に係る情報公表の実施	61	
			・ロボット等導入支援事業の実施	61	
	② ニーズに応じた支援の充実			61	
				・地域活動支援センター事業の実施	61
				・日中一時支援事業の実施	61
				・移動支援事業の実施	61
				・補装具費支給事業の実施	61
				・日常生活用具助成事業の実施	61
				・施設利用入浴サービス事業の実施	61
				・移動入浴サービス事業の実施	61
				・コミュニケーション支援事業の実施	62
				・配食サービス事業の実施	62
				・紙おむつ購入費の助成	62
				・介護給付等事業の実施	62
				・福祉有償運送事業の実施	62
	(5) 経済的な支援			63	
		① 手当等による金銭的な支援		63	
				・各種手当の給付	63
				・介護者慰労金の給付	63
				・心身障害者扶養共済制度の実施	63
				・生活福祉資金の貸付け	63
	②助成制度による負担軽減の実施			63	
				・バス・タクシー券等の交付	63
				・リフト付福祉タクシーの運賃助成	63

第5章

分野別施策

分野	基本 施策	施策	取り組み	頁	
2 生活支援			・視覚障害者等への外出応援事業の実施	63	
			・障害者施設通所支援事業の実施	64	
			・住宅改造費助成	64	
			・自動車改造助成事業の実施	64	
			・紙おむつ購入費の助成	64	
3 保健・医療	(1) 保健・医療、リハビリテーションの充実			66	
	①障がい・疾病の早期発見	①障がい・疾病の早期発見		66	
			・乳幼児健康診査の実施	66	
			・就学時健康診断の実施	66	
			・母子健康相談の実施	66	
			・「友愛のさと診療所」及び「子どものこころの診療所」の運営	66	
		②適切な医療、地域リハビリテーションの提供等		67	
				・医療的ケア児等の支援に関する協議の場の設置	67
				・医療的ケア児等相談支援センターの運営	67
				・医療的ケア児の受け入れ体制の整備	67
				・医療的ケア児支援者への研修の実施	67
				・医療的ケア児等支援者養成研修の開催	67
				・障がい者(児)歯科診療(浜松医療センター)の実施	67
				・障がい者施設歯科健診の実施	67
	・心身障がい者歯科診療の実施			67	
	・歯科訪問診査の実施			67	
	・浜松市障がい者歯科保健医療システムの推進			67	
	・難病相談の実施			67	
	・地域リハビリテーションミニ講座(相談)の開催			68	

分野	基本 施策	施策	取り組み	頁		
3 保健・医療			③医療費の助成	68		
				・自立支援医療の給付	68	
				・重度障害児者医療費助成	68	
				・未熟児養育医療の給付	68	
				・小児慢性特定疾病医療の給付	68	
				・難病患者に対する医療費助成	68	
				・精神障害者医療費助成	68	
			(2) 精神保健福祉の推進		69	
			① 精神保健福祉の推進	① 精神保健福祉の推進		69
					・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	69
	・精神障害者支援地域連絡会の設置及び運営	69				
	・精神保健福祉相談の実施	69				
	・中山間地域訪問相談支援事業の実施	69				
	・各種家族教室の開催	69				
	・精神保健福祉関係家族会等連絡会の開催及び活動支援	70				
		・高次脳機能障害の相談会の実施		70		
		・精神障害者医療費助成		70		
		② 精神科救急医療体制の整備		70		
		・精神科救急医療体制の整備		70		
	③ こころの健康対策の充実			70		
		・こころの問題に関する相談の実施		70		
		・ひきこもり相談支援事業の実施	70			
		・外国人メンタルヘルス相談支援事業の実施	70			

分野	基本施策	施策	取り組み	頁
3 保健・医療			・精神障がい者に対する訪問支援（アウトリーチ）の提供	70
			・依存症対策支援の実施	71
4 生活環境			(1) 福祉のまちづくりの推進	73
			①公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進	73
			・公共建築物のユニバーサルデザイン化の推進	73
			・道路施設のユニバーサルデザイン化の推進	73
			(2) 防災対策の推進	74
			①防災意識の向上に向けた啓発・広報活動の推進	74
			・災害時における自助、共助、公助の啓発	74
			・火災予防の広報	74
			・防火管理指導の実施	74
			②災害時支援体制の整備	75
			・福祉避難所の受け入れ体制の構築	75
			・避難行動要支援者への支援	75
			・防災訓練の共同実施	75
			③障がい特性に応じた配慮の充実	75
			・緊急時の通報システムの運用	75
			・災害時 FAX 一斉同時通報サービスの実施	75
			・緊急通報装置の貸与	75
		・あんしん情報キットの配布	75	
5 療育・教育			(1) 早期発見・早期療育の推進	77
			①障がいの早期発見と支援への円滑な移行	77
			・乳幼児健康診査の実施	77
			・就学時健康診断の実施	77
			・母子健康相談の実施	77
			・発達障がい（疑い）のある人の相談の実施	77

分野	基本施策	施策	取り組み	頁
5 療育・教育			・発達相談支援センター「ルピロ」の運営	78
			・「友愛のさと診療所」及び「子どものこころの診療所」の運営	78
			・児童相談の実施	78
			・発達障害者支援地域協議会の運営	78
			・要保護児童対策地域協議会の運営	78
			②早期療育体制の充実	78
			・発達支援広場の設置	78
			・障害児通所支援事業の実施	78
			・発達医療総合福祉センターの運営	78
			・保育所等巡回支援の実施	79
			・障がい児保育の推進	79
			・幼稚園教諭・保育士等の研修	79
			・障がい児入所支援の実施	79
			(2) 発達支援教育の推進	80
			①相談・支援の充実	80
			・子育てサポートはますくノートの活用	80
			・サポートかけはしシートを活用した連続性のある療育の推進	80
		・就学相談の実施	81	
		・発達支援教育コーディネーターの配置	81	
		・学習の場の充実	81	
		・キッズサポーター、スクールヘルパーの配置	81	
		・発達支援教室支援員の配置	81	
		・発達支援教育就学奨励費支給事業の実施	81	
		・発達支援の部屋の設置	81	
		・共生・共育の推進	81	

第5章

分野別施策

分野	基本施策	施策	取り組み	頁		
5 療育・教育		②教職員の専門性の向上		82		
			・発達支援教育に関する研修の実施	82		
		(3) 放課後等の支援の充実		83		
		① 放課後等の支援の充実		83		
			・障害児通所支援事業の実施	83		
			・日中一時支援事業の実施	83		
			・放課後児童会への障がいのあるこどもの受け入れの実施	83		
		(4) 卒業後の自立に向けた支援		84		
			①キャリア教育と進路相談の充実		84	
				・キャリア教育の推進	84	
				・福祉事業所フェアの開催	84	
				・企業における就労実習の実施	84	
				・若者相談支援事業の実施	84	
				・ひきこもり相談支援事業の実施	85	
				・中学校から高等学校への文書情報の提供	85	
				②生涯を通じた学習活動の充実		85
					・読書バリアフリーサービスの充実	85
					・生涯学習事業参加機会の提供	85
	・浜松市障害者スポーツ大会の開催	85				
			・静岡県障害者スポーツ大会の開催	85		
(1) 就労支援と雇用促進				87		
				①就労支援の充実		87
		・就労相談の実施		87		
		・障害者就労支援事業の実施		87		
		・ジョブサポートセンター事業の実施		87		
		・企業伴走型障害者雇用推進事業の実施		87		

分野	基本施策	施策	取り組み	頁	
6 雇用・就労			・障がい者職場見学会の開催	88	
			・障がいのある人の就労に関するパンフレットの作成	88	
			・介護給付等事業の実施	88	
		②雇用促進		88	
			・障害者雇用支援セミナーの開催	88	
			・ユニバーサル農業(農福連携)の推進	88	
			・障がいのある人の市職員・市教員への採用	88	
			・入札参加資格審査における障がい者雇用への配慮	88	
		(2) 就労支援施設等に対する支援		89	
			①就労支援施設等に対する支援		89
				・官公需の発注促進	89
				・市庁舎内の販売所の設置	89
				・優先調達名鑑の作成	89
		(1) 情報提供の充実		91	
	7 情報・コミュニケーション			①情報のユニバーサルデザイン化の推進	91
				・障がい特性に配慮した広報紙等の作成	91
				・アクセシビリティに配慮した市ホームページの作成	91
				・わかりやすい印刷物作成についての周知	91
				・障がい福祉に関する冊子等への音声コードの活用	91
				・選挙時の情報提供(音声版・点字版)	91
				・録音図書・点字図書の作成・貸出	92
				・読書バリアフリーサービスの充実	92
				・ICT(情報通信技術)を活用した手話通訳サービスの提供	92

分野	基本施策	施策	取り組み	頁
7 情報・コミュニケーション			・視覚障がいのある人に対する点字等による情報提供	92
			②福祉サービスや生活に関する情報提供の充実	92
			・障害福祉のしおりの作成	92
			・市ホームページによる消費生活情報等の提供	92
	(2) コミュニケーション保障の推進			93
	①コミュニケーションの充実			93
			・コミュニケーション支援事業の実施	93
			・区役所等窓口への手話通訳の配置	93
			・各種奉仕員養成講座の開催	93
	②障がい特性に配慮した情報保障の推進			93
			・障がい特性に配慮した広報紙等の作成	93
			・障がい福祉に関する冊子等への音声コードの活用	93
			・選挙時の情報提供（音声版・点字版）	93
			・録音図書・点字図書の作成・貸出	94
			・緊急時の通報システムの運用	94
			・災害時 FAX 一斉同時通報サービスの実施	94
	8 社会参加	(1) 外出支援		
①移動手段の充実			96	
			・移動支援事業の実施	96
			・リフト付福祉バスの貸出	96
			・福祉有償運送事業の実施	96
			・介護給付等事業の実施	96
②助成制度による支援			96	
			・バス・タクシー券等の交付	96
			・リフト付福祉タクシーの運賃助成	96

分野	基本施策	施策	取り組み	頁
8 社会参加			・視覚障害者等への外出応援事業の実施	97
			・障害者施設通所支援事業の実施	97
			・自動車改造助成事業の実施	97
	(2) 地域活動への参加の促進			98
	①地域活動への参加の促進			98
			・施策へ当事者が参画できる仕組みの検討	98
			・ふれあい広場等の開催	98
			・ふれあい交流事業の実施	98
			・障がい者団体活動助成事業の実施	98
			・障害者相談員の設置と育成	98
			・各種奉仕員養成講座の開催	98
			・障害者週間キャンペーンの実施	99
			・補助犬イベントの開催	99
			・市施設の使用料の減免	99
	(3) スポーツ・文化活動、余暇活動の充実			100
	①障がい者スポーツの振興			100
			・浜松市障害者スポーツ大会の開催	100
			・静岡県障害者スポーツ大会の開催	100
			・全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣	100
			・浜松市発達医療総合福祉センター体育館・プールの一般開放	100
	②文化活動への支援			100
			・市施設の使用料の減免	100
			・生涯学習事業参加機会の提供	100
		・障害者週間キャンペーンの実施	101	

第5章

分野別施策

分野	基本施策	施策	取り組み	頁
8 社会参加		① 余暇活動の充実		101
			・移動支援事業の実施	101
			・リフト付福祉バスの貸出	101
			・福祉有償運送事業の実施	101
			・バス・タクシー券等の交付	101
			・リフト付福祉タクシーの運賃助成	101
			・視覚障害者等への外出応援事業の実施	101
			・障害者施設通所支援事業の実施	101
			・自動車改造助成事業の実施	101
			・地域活動支援センター事業の実施	101